

## 吹田市留守家庭児童育成室条例の一部改正の骨子案

### 1 趣旨及び概要

吹田市立山五留守家庭児童育成室（以下「山五育成室」という。）は、吹田市立山田第五小学校内に設置し、運営しています。

学校規模適正化の実施により同小学校が吹田市立山田第三小学校と統合することに伴い、山五育成室についても、吹田市立山三留守家庭児童育成室への統合を行います。

### 2 改正内容

山五育成室の設置に係る規定を削除します。

### 3 施行予定年月日

令和7年（2025年）4月1日施行します。